

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年一宮市条例第37号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年12月25日

一宮市長 中野 正 康

1. 指定管理者の名称

三幸・アクトス共同事業体

2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

一宮市テニス場

一宮市今伊勢町馬寄字西流9番1

一宮市光明寺公園球技場

一宮市光明寺字大日東70番地

3. 管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで